

練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則

平成29年7月10日

規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）およびマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の取下げ)

第2条 法第102条第1項または省令第52条第1項の規定により認定または許可を申請した者は、区長が認定または許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定・許可申請取下げ届（第1号様式）により区長に届け出なければならない。

(工事の取りやめ)

第3条 法第105条第1項の規定による許可を受けたマンションの工事を取りやめようとする者は、工事取りやめ届（第2号様式）に省令第52条第2項に規定する許可通知書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した許可通知書は、届出を受理した日から7日以内に届出をした者に返還する。

(認定の申請に係る添付書類等)

第4条 省令第49条第1項第3号の規定により区長が定める書類は、法第102条第1項の規定による申請に係るマンションが同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを区長が適切であると認める者が証する書類その他区長が必要と認める書類とする。

(許可の申請に係る添付書類)

第5条 省令第52条第1項の規定により区長が定める図書または書面は、つぎの表に掲げる図書、理由書および省令第50条に規定する認定通知書の写しその他区長が必要と認める書類とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路および目標となる地物

配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置ならびに敷地の接する道路の位置および幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途ならびに壁および開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺および開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒およびひさしの出ならびに軒の高さおよび建築物の高さ

(認定に係る管理者等の変更)

第6条 法第102条第1項の規定による認定を受けたマンションの管理者等（以下「管理者等」という。）は、当該管理者等に変更があったときは、管理者等変更届（第3号様式）に省令第50条に規定する認定通知書の写しおよび当該管理者等の変更を証する書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(許可に係る内容の変更等)

第7条 法第105条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、同項の規定により、新たに許可を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認めて当該変更を承認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、許可変更承認申請書（第4号様式）の正本および副本に、それぞれ、省令第52条第2項に規定する許可通知書の写しおよび第5条の表に規定する図書等のうちで変更に係るものを添えて、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請について承認の可否を決定したときは、許可変更承認通知書（第5号様式）または許可変更不承認通知書（第6号様式）に、同項に規定する許可変更承認申請書の副本およびその添付図書等を添えて、当該申請を行った者に通知するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。